

滋賀県污水处理施設整備構想 2016（案）

滋賀県

【 目 次 】

1. 都道府県構想(滋賀県污水处理施設整備構想)の見直しについて.....	1
1-1. 都道府県構想(滋賀県污水处理施設整備構想)とは.....	1
1-2. 本県の污水处理の普及の現状.....	2
1-3. 現構想の見直しの必要性.....	4
1-4. 見直し内容.....	4
1-5. 構想の目標年次.....	5
2. 構想の見直し方針.....	6
2-1. 長期的な計画の策定方針.....	6
2-2. アクションプランの策定方針.....	6
3. 構想の見直し結果.....	7
3-1. 長期的な計画の見直し.....	7
3-2. アクションプランの策定.....	12
3-3. し尿処理のあり方.....	16
参考資料.....	17
参考 1. 市町の行政人口の推移と将来予測値(採用値)	17
参考 2. 下水道クイックプロジェクトの技術概要	18
参考 3. 浄化槽設置推進事業の概要について	22
参考 4. 放流水質基準について	24

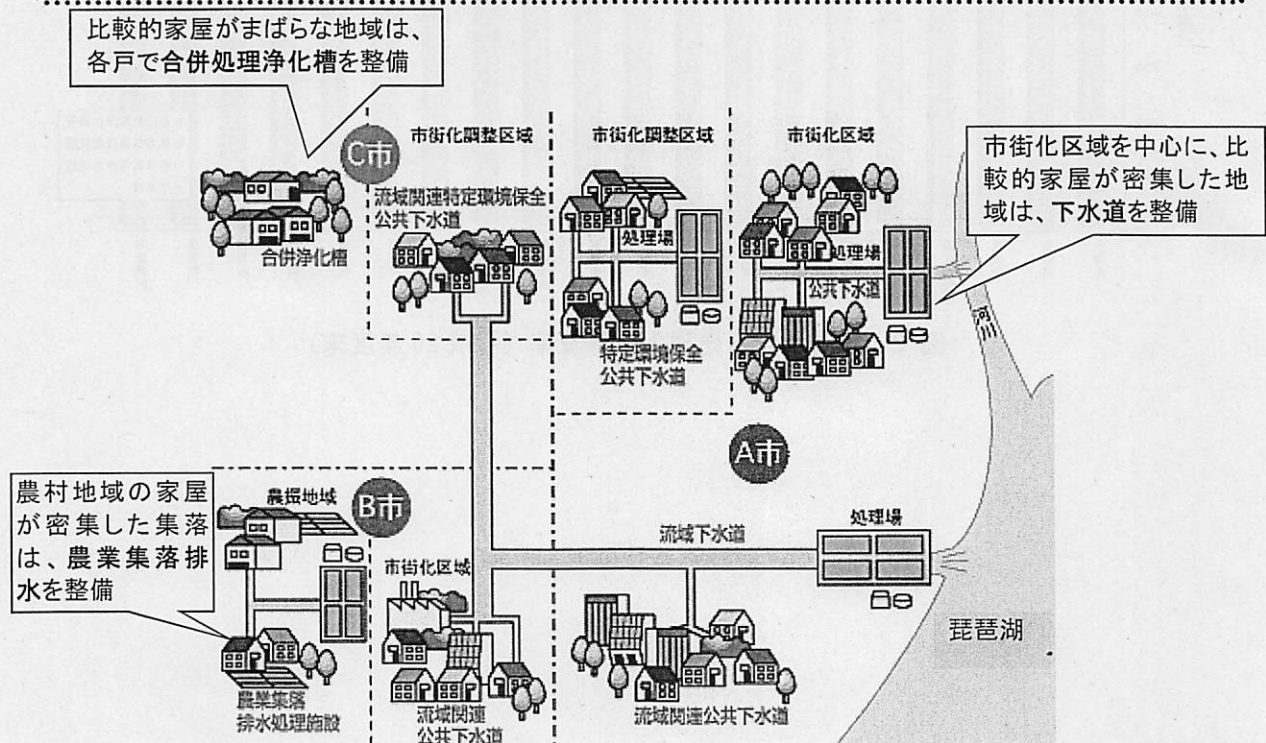
1. 都道府県構想(滋賀県污水处理施設整備構想)の見直しについて

1-1. 都道府県構想(滋賀県污水处理施設整備構想)とは

◇「都道府県構想」は、各都道府県において、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設（図 1）の効率的な整備と適正かつ効率的な運営管理のため、国が示すマニュアルに基づき、市町において各種污水处理施設の最終的な整備区域等を定め、県でとりまとめるものです。

◇これまで、本県では、平成 10 年 6 月に「滋賀県污水处理施設整備構想」（当初計画）を策定し、その後、平成 23 年 3 月に現行の「滋賀県污水处理施設整備構想 2010」（以下、「現構想」という）に見直しを行い、県内における各種污水处理施設の最終的な整備区域を設定してきました。

◇今回、本県では、社会状況の変化等により現構想の見直しの必要性が生じたため、平成 27 年度から滋賀県污水处理施設整備構想の見直し（以下、「見直し計画」という）を行いました。今回の見直し計画では、県内における各種污水处理施設の最終的な整備区域の設定に加え、今後 10 年程度で污水处理施設の整備を概ね完了させるためのアクションプラン、今後老朽化が進むし尿処理施設のあり方等を定めました。



注 1) 国土交通省近畿地方整備局 HP の図に加筆

注 2) この他、滋賀県では市街化区域外の小規模集落の汚水を処理する小規模集落排水施設や林業集落排水がある

図 1 污水处理施設の種類

1-2. 本県の汚水処理の普及の現状

- ◇本県の汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口の割合）は、平成26年度末時点で98.3%（うち下水道普及率88.3%）です。（図2）
- ◇本県の汚水処理人口普及率は、都道府県別に見ると、東京都、兵庫県に次いで、全国で3番目に高い値となっています。（図3）

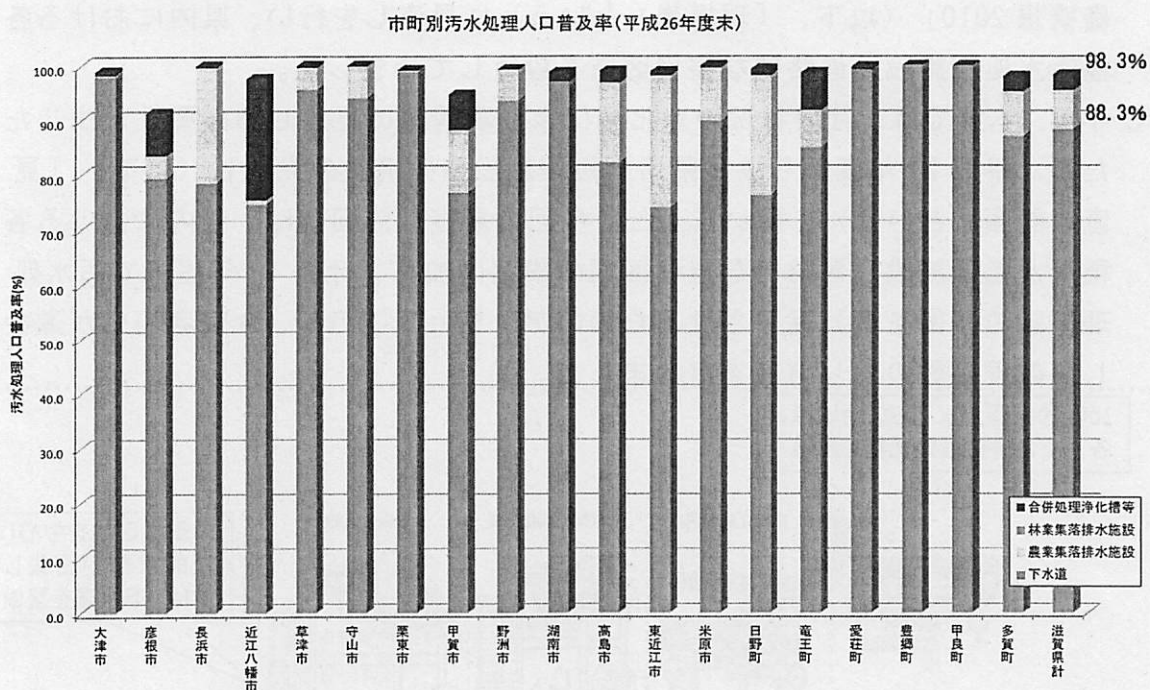


図2 市町別汚水処理人口普及率（平成26年度末）

都道府県別汚水処理人口普及率(平成26年度末)

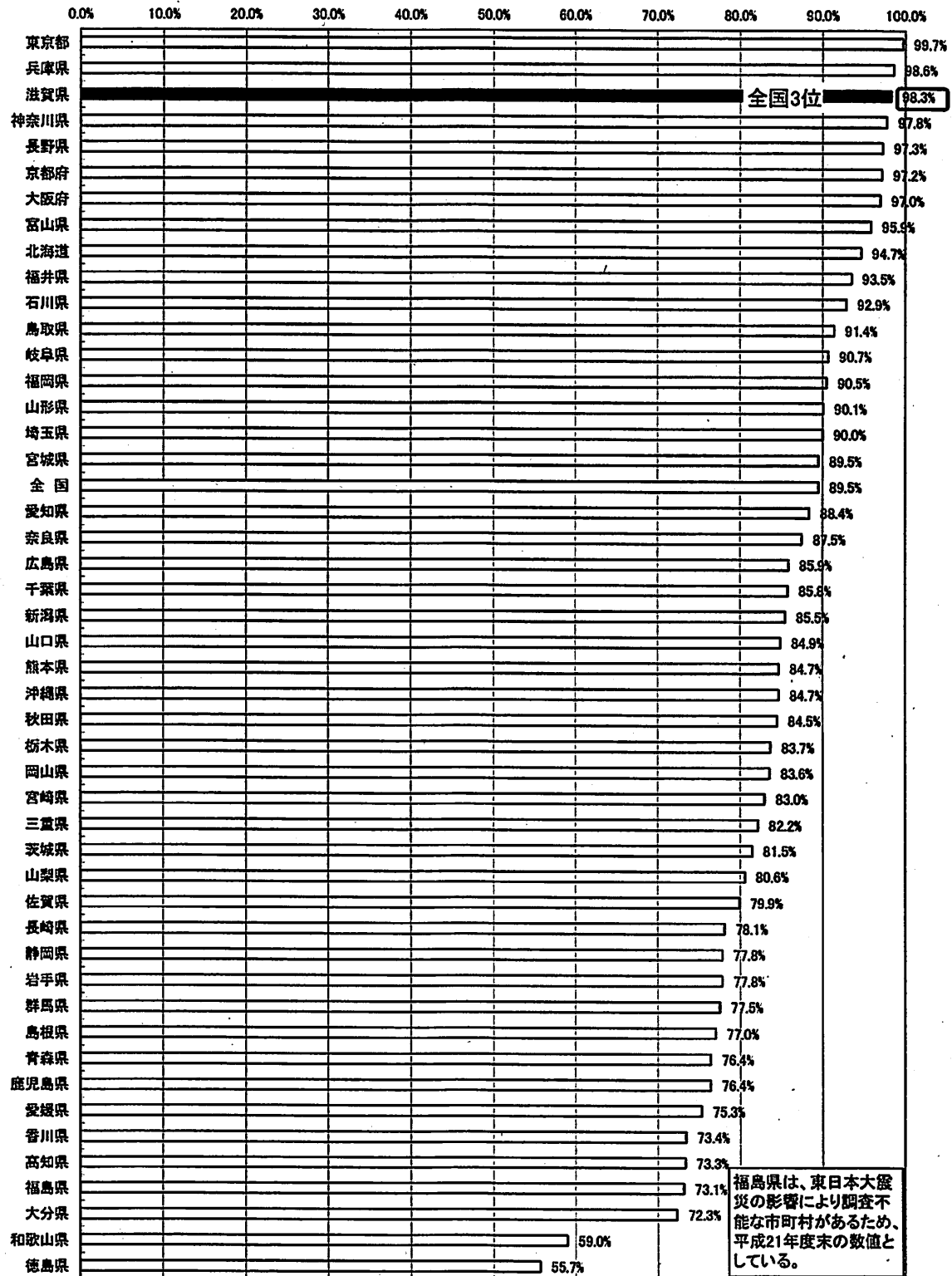


図 3 都道府県別汚水処理人口普及率 (平成 26 年度末)

1-3. 現構想の見直しの必要性

①国(国土交通省、農林水産省、環境省)では、汚水処理施設整備構想を策定するためのマニュアルとして「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月」(以下、「マニュアル」という)を作成しています。このマニュアルでは、各都道府県は、都道府県構想を策定した後も、継続的に計画策定から 5 年後に見直しを行う必要性が示されています。

本県においても、平成 23 年 3 月に策定された現構想策定から 5 年が経過したため、本年度が見直し年次に当たります。

②現構想策定後に、県全体として人口減少局面に入るとともに地域間の格差拡大の傾向が進みました。これを反映した見直しが必要となりました。

③集合処理施設(226 施設(下水道 9 施設、集落排水施設 217 施設))や、し尿処理施設(15 施設)の老朽化が進行しており、今後、持続可能な運営を行っていくための対策が必要となります。

1-4. 見直し内容

◇マニュアルでは、経済性に加えて時間軸を考慮し、今後 10 年程度を目標に、各種汚水処理施設の整備が概ね完了することとの考え方が強く出され、これを実現するための「アクションプラン」の策定を行うこととなりました。

◇さらに、整備手法の検討に加えて持続可能な運営を行うため、長期的(20～30 年)な観点から、効率的な改築・更新、運営手法についての検討を行うこととなりました。

◇1-3 の見直しの必要性や上記の事項を踏まえ、見直し内容は以下のとおりとしました。

- ・社会情勢の変化に対する見直し

- ⇒地域毎の人口減少状況等を踏まえた汚水処理施設の見直し

- ・10 年後の各種汚水処理施設の整備の概ねの完了に向けた計画の策定

- ⇒アクションプランの策定

- ・持続可能な運営を行うための検討

- ⇒集落排水施設の老朽化対策として下水への統合を踏まえた長期的な計画の見直し

- ⇒整備率の向上に伴うし尿処理のあり方およびし尿処理施設の老朽化対策

1-5. 構想の目標年次

- ◇都道府県構想におけるアクションプランの目標年次は、現構想と同様に平成32年度(現構想策定から10年後)、平成37年度(現在から概ね10年後)としました。
- ◇平成32年度の整備が困難な地区は、住民の意向等を踏まえ、整備可能な手法の導入等の弾力的な対応を検討するため、現況から10年後に相当する平成37年度の計画値も整理しました。
- ◇長期計画の目標年次は、現況から概ね30年後の平成57年度としました。
- ◇構想の目標年次は以下のとおりとなります。(図4)
 - ・アクションプランの目標年次：平成32年度、平成37年度
 - ・長期計画の目標年次：平成57年度

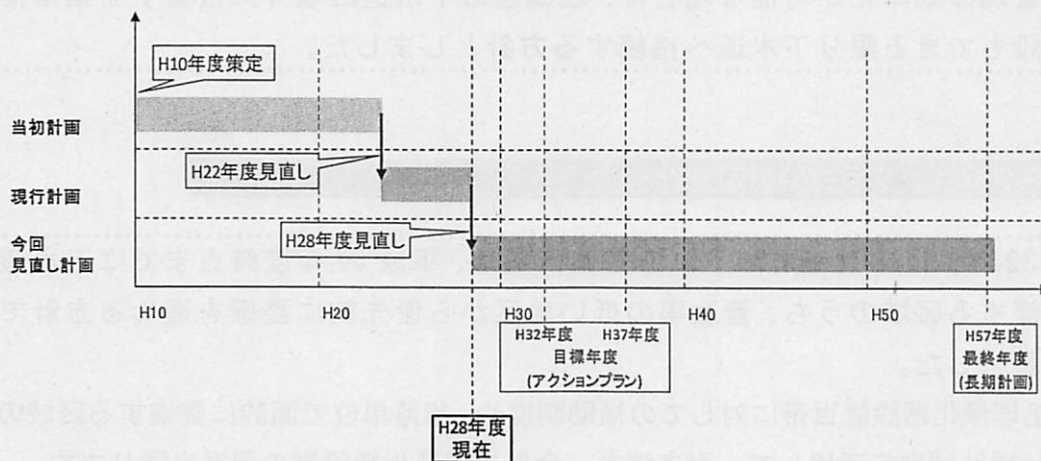


図4 現構想策定までの経緯と今回見直し計画の目標年次、最終年次

2. 構想の見直し方針

2-1. 長期的な計画の策定方針

- ◇平成 57 年度時点での最終的な整備手法（長期的な計画）は、整備困難地区を始めとする平成 37 年度時点における未整備地区について、基準距離（合併処理浄化槽の設置と下水道の整備費用が同じとなる距離）を目安として経済性や施工性を検討し、公共用水域の水質保全にも配慮して見直しました。
なお、各地域の人口の設定にあたっては、市町が地域ごとの現状や見通しを踏まえた上で、将来人口を定めました。
- ◇本県では、下水道以外に 217 の集落排水施設によって汚水処理を促進してきましたが、老朽化が進み維持管理が困難な状況となっており、集落排水施設の下水道への接続の要望が増加しています。また、今後は人口減少や節水の進展で下水道への流入水量の伸びは鈍化し、使用料収入の増加が期待できないことが予想されます。このため、持続可能な汚水処理の経営の観点から、維持管理の効率化が可能な場合は、現構想の下水道区域外に位置する集落排水施設もできる限り下水道へ接続する方針としました。

2-2. アクションプランの策定方針

- ◇平成 32 年、37 年時点での下水道整備区域は、平成 57 年度時点までに下水道で整備する区域のうち、普及率の低い地区から優先的に整備を進める方針で設定しました。
- ◇合併処理浄化槽設置世帯に対しての補助制度や、集落単位で面的に整備する区域の上乗せ補助制度を活用して、引き続き、合併処理浄化槽設置の促進を図ります。